

普通財産の一般競争入札による公売公告

鳩山町告示第77号

下記町有財産の公売について、次のとおり一般競争入札を行うので、鳩山町普通財産売払い事務処理要綱第6条の規定に基づき公告する。

令和7年9月1日

鳩山町長 小 川 知 也

記

1 一般競争入札に付する公売物件

区分	所在及び地番、家屋番号、 建物の構造等	地目・ 用途	評価数量	最低入札価格
土地	比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目 867 番 298	宅 地	441.46 m ²	5,902,652 円
建物	比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目 867 番地 298 家屋番号 867 番 298 鉄骨造陸屋根 2 階建 昭和 49 年 2 月新築	事務所 機械室	1 階 74.02 m ² 2 階 74.02 m ² 合計 148.04 m ²	

※土地及び建物面積が登記簿と現況で異なる場合は現況優先とします。

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人（公共的団体を含む。）とする。ただし、次に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当する個人若しくは法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分の決定を受けた団体及びその関係者
- (4) 個人の場合は、市町村税の滞納がある者、法人の場合は、国税、県税及び市町村税の滞納がある者

3 「鳩山町旧CATVコントロールセンター（土地・建物）売払実施要領」の配布及び契約

条項を示す場所

配布期間 令和7年9月1日（月）から令和7年10月17日（金）まで
（閉庁日を除く。）

配布時間 午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

配布場所 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16
鳩山町役場 2階 政策財政課 財政・管財・入札担当
※町ホームページ上で公表も行う。

4 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、次の書類を提出すること。

- (1) 普通財産売払入札参加申込書（様式第1号）
- (2) 個人の場合は身分証明書（役所で発行したもの）、住民票、印鑑登録証明書、法人の場合は法人登記簿謄本、印鑑証明書（いずれも原本で発行日から3ヶ月以内のものに限る）
- (3) 個人の場合は、市町村税の納税証明書、法人の場合は、国税（その3未納税額のない証明）、県税及び市町村税の納税証明書（いずれも原本で発行日から3ヶ月以内のものに限る）
- (4) 上記(1)～(3)のほか、場合によって其他必要な書類を求めることがある。

受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年10月17日（金）まで
（閉庁日を除く。）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

受付場所 鳩山町役場 2階 政策財政課 財政・管財・入札担当

5 入札参加資格の審査

入札参加希望者が普通財産売払入札参加申込書と必要書類を提出後、鳩山町が参加資格の審査を行う。

受付の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、入札申込書を受理しない。

入札参加資格の審査結果は、入札参加承認書により令和7年10月22日（水）（予定）に郵便で通知する。

6 現場見学会

次のとおり開催する。

- (1) 実施期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月19日（金）まで
（閉庁日を除く。）

時間 午前10時～午後3時まで

※正午から午後1時までを除く。

- (2) 申込の連絡先 鳩山町政策財政課 049-296-1212
- (3) その他 見学会はそれぞれの時間帯で1組2時間を上限とする。（申込順、予約制）

7 鳩山町旧CATVコントロールセンター（土地・建物）売払実施要領に関する質問

入札参加者は、鳩山町旧CATVコントロールセンター（土地・建物）売払実施要領等に関し質問がある場合は、質疑書を電子メールにて提出しなければならない。

- (1) 提出期間：令和7年9月1日（月）から令和7年9月29日（月）まで

(2) 提出場所：鳩山町役場政策財政課

メールアドレス：h220@town.hatoyama.lg.jp

(3) 質疑による回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法：町ホームページ上で公開

イ 回答日：随時

8 入札受付及び入札・開札の日時及び場所

入札受付 令和7年10月29日（水） 午前10時00分～午前10時30分

入札・開札 令和7年10月29日（水） 午前10時40分～

場所 鳩山町役場 3階 301会議室

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、入札に出席しなかった者、または入札開始時刻に遅刻された者は、棄権とみなす。

- (1) 入札参加の資格を有しない者がした入札
- (2) 所定の入札書によらない入札
- (3) 入札金額が最低入札価格未満の額の入札
- (4) 入札書に入札者、または代理人の記名押印がない入札
- (5) 代理人による入札で、委任状の提出がない入札
- (6) 普通財産売払参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (7) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (8) 入札者またはその代理人が同一物件の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- (9) 入札者または代理人が他の代理人となって行った入札
- (10) 入札金額を訂正した入札、または入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において、訂正印の押印がない入札
- (11) 入札金額、氏名その他の重要な文字が誤脱又は不明な入札
- (12) 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具により記載した入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札に際して不正行為があったと認められる入札
- (15) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
- (16) その他入札に関する条件に違反したとき。

10 入札保証金

免除とする。

11 落札者の決定方法

入札価格が鳩山町の予定価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじによって落札者を決定する。

- (1) 落札者が決定した後、普通財産売払決定通知書を通知する。

12 契約書の締結

- (1) 落札者には、鳩山町から普通財産売払決定通知書を通知する。

- (2) 買受人は、普通財産売払決定通知書を受け取った日から14日以内に売買契約書を提出しなければならない。
- (3) 買受人が正当な理由なく上記(2)の期日までに売買契約書を提出しないときは、落札は無効とする。
- (4) 売買契約の締結は、買受人名義の契約を締結する。また、共有名義で参加した場合は、共有者全員の名義での契約を締結する。
- (5) 売買契約に要する収入印紙は、買受人の負担とする。
- (6) 売買契約締結の際には、普通財産売払入札参加申込書の申込者印（共有名義の場合は共有者全員の印）と売買契約に必要な収入印紙を持参してください。

13 契約保証金の納入

契約保証金は100分の10に相当する金額以上を納めることとする。

14 売買代金の納入

- (1) 買受人は、売買代金と契約保証金との差額を鳩山町が発行する納入通知書により、契約締結時から30日以内に一括して納付する。
- (2) 買受人が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は鳩山町に帰属する。

15 所有権の移転等

売買代金の全額納付が行われ、鳩山町が確認したときに所有権の移転があったものとし、同時に売払物件を引渡ししたものとする。

- (1) 所有権移転登記に係る費用は全て買受人の負担とする。
- (2) 売買代金の納入が確認された後、鳩山町が所有権移転（不動産登記の嘱託）登記を行うものとする。
- (3) 売払物件は現状有姿で、引渡しとする。現地での引渡しは行わない。

16 用途制限

買受人は、当該売買物件を次に掲げる利用をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これに類する業に供することはできない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできない。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供することはできない。
- (4) 墓地、資材置き場及びこれらに類する用途に供することはできない。
- (5) 普通財産売払入札参加申込書に記載した物件の用途以外に供する場合は、制限があります。

17 実地調査条件

契約条件の履行状況を把握するため、町は随時実地調査を行い、又は買受者に必要な報告を求めることができる。

18 その他

- (1) 提出された確認申請書は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、鳩山町旧CATVコントロールセンター（土地・建物）売払実施要領等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

19 お問い合わせ先

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

鳩山町役場政策財政課 財政・管財・入札担当 電話049-296-1212